

厚木市森の里地区自治会連絡協議会規約

【名称】

第一条 本会は、厚木市森の里地区自治会連絡協議会と称する。

【事務所】

第二条 本会の事務所は、会長宅に置く。

【目的】

第三条 本会は、地区住民の福利の増進と住民相互の親睦を図るとともに公正な自治活動を推進し、もって、住民生活の向上及び地区の発展を目的とする。

【事業】

第四条 本会は、前条の目的を達成させるため、次の事業を行う。

- 1 地区住民の福祉向上に関する事。
- 2 地区住民相互の親睦に関する事。
- 3 市行政への協力に関する事。
- 4 自治会活動に対する地区住民の意識の高揚と転入者などの自治会への加入促進。
- 5 各種団体間の相互協力・援助及び事業の調査、研修
- 6 その他本会の目的達成に必要な事項

【組織】

第5条の1

本会の会員は、厚木市森の里地区内の単位自治会長および原則として単位自治会副会長をもって組織する。

単位自治会長は正会員とし、会議での議決権を持つ。

単位自治会副会長は準会員とし、会議での議決権は持たない。

但し、単位自治会の副会長は本会の会議に出席し、意見を述べる事ができる。

また単位自治会の会長が出席出来ない時は、単位自治会の副会長にその権限を委任する事が出来る。

【事務局】

第5条の2

- 1 本会の運営を円滑にするため、役員会の諮問機関として、事務局を設置することができる。
- 2 事務局は事務局長1人、スタッフ数名(内1人は事務局長代理)とする。
- 3 事務局長(含む代理)は、本会関係の会議に出席し、意見を述べる事ができる。
- 4 事務局は、行事運営、事業計画、予算計画等について本会役員会の求めに応じ答申するものとする。
- 5 事務局長、事務局スタッフは、本会の役員会で選出する。

【役員】

第六条 本会に次の役員を置く。

- | | |
|-------|----|
| 1 会長 | 1名 |
| 2 副会長 | 1名 |
| 3 庶務 | 1名 |
| 4 会計 | 1名 |
| 5 監事 | 1名 |

【役員の職務】

第七条

- ① 会長は、本会を代表し会務を勤める。
- ② 副会長は、会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代理する。
- ③ 総務は、本会の総務を行い、会議の議事録を作成、森の里地区自治連ホームページへ公開して、会員へ配布する。
- ④ また総会議案書を取り纏め、印刷、配布を行う。
- ⑤ 会計は、本会の会計を行い、収支決算報告書の作成ならびに、予算案の作成を行う
- ⑥ 監事は、本会の収支決算報告書の監査ならびに総会で 監査結果の報告を行う。

【役員の選出】

第八条 役員は、会員の互選により定める。

【任期】

第九条

- 1 役員の任期は、1年とし、再任を妨げない。
- 2 事務局の任期は、1年とし、再任を妨げない。

【会議】

第十条 本会の会議は、総会・役員会・専門部会とする。

1 定期総会は、年1回開催する。また、会長が認めるときまたは正会員の過半数の要求があるときは、臨時総会を開催する。

総会および臨時総会は会員により構成する。

2 役員会は正会員により構成し、必要に応じて会長が招集する。

3 専門部会は、第4条に関する事業の円滑な推進を図るため、必要のつど、会長が組織し招集する。

4 総会・臨時総会・役員会は、過半数の正会員の出席により成立し、採決は、出席正会員の過半数を持って決定する。可否同数の場合は、会長がこれを決定する。

準会員は議決権を持たない。

5 定例会は会員により構成し、原則として毎月1回 第1土曜日に開催する。

【厚木市自治会連絡協議会との連携】

第十一条 本会は、厚木市自治会連絡協議会との連携を図り、地区自治会活動を推進する。

【経費】

第十二条 本会の経費は、厚木市補助金、会費及び寄付金・助成金その他の収入を持ってこれにあてる。

また、森の里自治会連絡協議会会長活動費を支出することができる。

【会計年度】

第十三条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

【委任】

第十四条 この規約の定めるもののほか、必要な事項は、会長が役員会に諮って定める。

【表彰規定】

第十五条 森の里の発展、公共の福祉の増進、文化、体育の向上等に功労のあった住民、または、住民の模範となるものを表彰する。表彰は、表彰状、感謝状等とし、記念品を贈ることができる。

付則

この規約は、平成11年4月1日から施行する。

この規約は、平成15年3月1日から施行する。

この規約は、平成15年4月5日から施行する。

この規約は、平成16年4月3日から施行する。

この規約は、平成18年4月16日から施行する。

この規約は、平成19年4月21日から施行する。

この規約は、平成24年4月07日から施行する。